

令和 7 年度那覇市福祉バス運行事業（首里・真和志コース）委託仕様書

（総則）

第 1 条 令和 7 年度那覇市福祉バス運行事業（首里・真和志コース）（以下「福祉バス事業」という。）の委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）は、福祉バス事業を実施する上で交通安全と労働安全に十分な配慮を行い、事業の高い質を確保することに努めると共に、実際の運行にあたっては、十分な安全確認・安全点検を実施し、交通事故と労働災害に細心の注意を払って実施すること。

2 事業者は、市が福祉バス事業の運行等に関する問い合わせや確認等があった場合、又は市が必要と判断した指示については、速やかに対応すること。

（業務内容）

第 2 条 事業者は、以下の業務を行う。

- (1) 福祉バス事業に必要な車両（以下「運行車両」という。）の提供
- (2) 指定されたコースの運行業務

運行距離(予定)	首里コース約 15.2km、真和志コース約 17.8 km（1 便、3 便）約 19.8km（2 便、4 便）
運行予定日数	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日のうち 292 日 （首里コース 142 日、真和志コース 150 日）
運休日	日曜日、国民の休日（敬老の日を除く）、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日、慰霊の日

- (3) 運行前と運行後の運行車両の点検確認及び清掃と除菌
- (4) 運行後の残留乗客の確認及び対応
- (5) 毎月の運行状況等の報告
- (6) 車両の事故や故障等及び乗客の体調不良など緊急時の対応
- (7) 利用者等からの苦情対応
- (8) 那覇市からの周知・案内等の利用者への周知
- (9) 車両運行管理に係る一切の業務
- (10) 計画的に実施する試走（通常運行に変え実施予定）

2 事業者は、道路状況による遅滞を除き、指定された乗降場所の巡回時刻を遵守する運行を行うこと。

3 事業者は、運行車両の故障等により運行が困難な場合は、速やかに市に状況報告の上、他の運行車両を確保して福祉バス事業を継続すること。

4 事業者は、利用者（高齢者、障がい者等）に配慮した運行と対応を行うと共に、安全運行のため指定された乗降場所以外での乗降を行わないこと。

(運行車両)

第3条 運行車両の仕様は次の各号のとおりとする。

- (1) 車両サイズ 第2条で指定されたコースを走行できる車両の大きさであること(参考 長さ700cm程度×幅210cm程度、高さ310cm程度)。
- (2) 乗車定員 25人以上(うち、座席10席以上)
- (3) 装備 エアコン、AM・FMラジオ、リヤアンダーミラーまたはバックモニター、車いす及びストレッチャーの乗降車が可能な装備(スロープ及びリフト等)、ドライブレコーダー(車両前面と車内全体の状況を録画できること。)
- (4) ラッピング 事業者の費用で市が指定するラッピングを行う
車両前面、助手席側の2か所に市章(30cm×30cm以上)
車両前面、助手席側の「ふくちゃん」の表記(1文字20cm×20cm以上)

(要員の確保等)

第4条 事業者は、運転手を複数人置くこと。

- 2 事業者は、運転手とは別に第1条の対応等を担う福祉バス事業管理責任者を定めて、事業実施に当たり市との円滑な連携を図ると共に、当該対応等について責任者が運転手と連携協力して対応等に努めること。
- 3 事業者、責任者及び運転手は、別紙「那覇市福祉バス運行事業にあたる運転手の心得」に沿って運行し、事業の高い質を確保することに努めること。

(台風等の災害時における運行)

第5条 台風が伴う際の福祉バスの運行は、次の各号のとおりとする。

- (1) 暴風警報が発令されている又は那覇市内路線バスが運休している際は、運行を休止する。
- (2) 福祉バスの運行開始後、暴風警報が発令された又は那覇市内路線バスが運休した場合は、その時点で各老人福祉センター、老人憩の家にいる利用者を乗車させ、各停留所で下車させて運行終了とする。
- (3) 暴風警報が解除され、かつ、那覇市内路線バスが運行再開となった場合の取り扱いは、以下のとおりとする。

那覇市内路線バスの運行再開時間	運行便
6時30分以前	1便からの運行
6時31分から8時15分	2便からの運行
8時16分から10時00分	3便からの運行
10時01分から13時00分	4便からの運行
13時01分以降	1日運休

- 2 その他の災害時における福祉バスの運行は、前項に準じ、那覇市内路線バ

スの運行に合わせて運行するものとする。

(運行車両の駐車場所)

第6条 運行車両の駐車については、那覇市公有財産規則により行政財産目的外使用許可申請書を提出の上、許可を受けた場合については、以下に定める場所を利用できる。

駐車場所	駐車台数
末吉老人福祉センター敷地内	福祉バス車両1台、普通自動車車両1台
識名老人福祉センター敷地内	福祉バス車両1台

(連絡先)

第7条 事業者は、本業務に関する連絡等は次のとおり行うこと。

- (1) 那覇市役所開庁日は、那覇市チャーがんじゅう課在宅福祉グループに電話(098-862-9010)又はメールで連絡する。
- (2) 那覇市役所閉庁日は、直近の市役所開庁日に那覇市チャーがんじゅう課在宅福祉グループに電話又はメールで連絡する。ただし、急を要する場合は、那覇市役所守衛に連絡(098-867-0111)して状況を伝え、那覇市は守衛からの連絡を受けて事業者へ連絡する。